

◎地方公務員法の一部を改正する法律

(平成二五年一月二日法律第七九号)

一、提案理由(平成二五年一月七日・衆議院総務委員会)

○新藤国務大臣 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案及び地方公務員法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

(略)

次に、地方公務員法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国と地方の権衡を図る観点から、外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを希望する有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、国家公務員と同様に地方公務員について配偶者同行休業の制度を設けるものであります。

休業の事由、休業の承認等の内容の概要につきましても、国家公務員と同様であり、地方公共団体が条例を制定することにより、当該地方公共団体において配偶者同行休業の制度が導入されるものであります。

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成二五年一月八日)

○高木陽介君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、地方公務員法の一部を改正する法律案は、地方公務員について、国家公務員と同様に配偶者同行休業の制度を設けようとするものであります。

両案は、去る六日本委員会に付託され、昨七日、新藤総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終局しました。次いで、採決いたしましたところ、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告(平成二五年一月一五日)

○山本香苗君 ただいま議題となりました両法律案につきまして

て、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……(略)……

次に、地方公務員法の一部を改正する法律案は、一般職の地方公務員について、国家公務員と同様、配偶者同行休業の制度を設けようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、配偶者同行休業制度創設の意義、制度の民間への普及に向けた取組、休業承認の判断基準、配偶者の国内転勤への対応、仕事と家庭の両立支援施策の充実等について質疑が行われました。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。